

アルミ缶収集事業運営規程

和木町社会福祉協議会

(目 的)

第 1 条 和木町社会福祉協議会（以下「社協」という。）は和木町内から出されるアルミ缶を収集して販売し、収益を社会福祉事業の財源に当てるため、適切な管理運営に必要な事項を定める。

(集積所)

第 2 条 社協は、第 1 条の目的達成のため町内に集積所を設置する。

(収 集)

第 3 条 社協は、この事業を推進するためボランティアを募り、毎週火曜日に集積所を巡回しアルミ缶を回収する。ただし、火曜日が休日や年末年始または特に必要がある場合には、回収日を変更することができるものとする。

2、回収したアルミ缶はプレスして次回出荷日まで倉庫へ貯め置くものとする。

(出 荷)

第 4 条 プレスしたアルミ缶が一定の量に達したら金属事業者へ出荷する。

(経 費)

第 5 条 この事業に必要な経費は事業収入をもって充てる。

(報 告)

第 6 条 社協は、アルミ缶を金属事業者へ販売後、すみやかに資源対象物回収実績報告書を和木町ごみ対策協議会へ提出しなければならない。

(費用弁償)

第 7 条 本事業にあたるボランティアには、月額 1,000 円の費用を弁償する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する